

国民健康保険税の税率などを変更しました

国民健康保険の医療費の支出は、保険税などの収入を上回り、今後、国民健康保険財政は収入不足が見込まれます。安定した財政運営を継続できるよう、令和6年度に保険税率を引き上げさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

●加入者一人当たりの保険給付費と国保税収入

医療技術の高度化や被保険者数の減少などにより、加入者一人当たりの医療費などの保険給付費は年々増加しています。

一方で国保税率については加入者みんなの負担増とならないよう令和4年度以降据え置きとさせてもらっていました。

その間、財源不足分は基金からの繰入れなどにより対応してきましたが、令和6年度では基金を充てても医療費を払えない状況が見込まれるため、国民健康保険運営協議会への諮問・答申を受け、令和6年3月議会に上程し議決を得て、今回税率改定を実施させていただきます。

●厳しさを増す奥多摩町国保の現状

国保事業は、国、都および町の負担金などで賄われる公費部分を除き、国保に加入している方からの国保税で事業を運営する「受益者負担」が原則とされています。

しかし、現状は、加入者の高齢化、医療の高度化などの影響により、医療費が高騰しているため、財政状況は極めて厳しく、毎年度、一般会計からの多額の繰入金により収支の均衡を図っています。

この一般会計からの繰入金は、国保に加入していない町民も含めた町民全員の町税などを財源としており、国保に加入していない町民にとっては大きな負担となっています。

町全体の財政状況が厳しい中、町民負担の公平性の観点からも、国民健康保険運営協議会からの答申を尊重し、令和6年度について国保税率などの見直しを図りました。

また、「国保事業費納付金」を抑えるためには、加入者の医療費水準を下げることが重要です。

奥多摩町は、この医療費水準が令和5年度において都内30市町村中1位と高い状況にあるため、「第二期データヘルス計画」に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康増進を図り、医療費の適正化を図っていきます。

【国民健康保険の財政状況について】

